



発行 新潟県  
**第 35 号**  
 令和4年5月13日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 624 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 625 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 626 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 627 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 628 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 629 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 630 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 631 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 632 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 633 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 634 道路の区域変更（道路管理課）
- 635 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 一般競争入札の実施（教育庁総務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 42 新潟県議会議員燕市西蒲原郡選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日（選挙管理委員会）
- 43 新潟県議会議員燕市西蒲原郡選挙区補欠選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定（選挙管理委員会）
- 44 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）
- 45 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

教育委員会規則

- 8 新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則（財務課）

告 示

◎新潟県告示第624号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和4年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
草部 雄太	整形外科	柏崎総合医療センタ	柏崎市北半田2丁	R4.5.1	第15条第1項の

		一	目11番3号		医師に指定した
島垣 朔歩	整形外科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2丁目11番3号	〃	〃
須田 義裕	整形外科	柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2丁目11番3号	〃	〃
藤田 敦	呼吸器外科	長岡中央総合病院	長岡市川崎町2041番地	〃	〃
山口 峻介	泌尿器科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	〃	〃

◎新潟県告示第625号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和4年5月13日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
松山 善之	整形外科	新潟手の外科研究所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997番地	R4.4.1

◎新潟県告示第626号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和4年5月13日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
阿賀野市小浮字千苺95番	田	163
阿賀野市小浮字前島2487番1	畑	325
阿賀野市野田字前田115番1	田	100

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年4月	5年	17,385 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和4年5月27日

- (3) 提出先  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県農林水産部地域農政推進課
- (4) 提出方法  
上記提出先への持参又は郵送

## ◎新潟県告示第627号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和4年5月13日

新潟県知事 花角 英世

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
魚沼市中家字門田859番2	田	542
魚沼市中家字門田859番3	田	304

## 2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

## 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年11月	5年	19,355 円

## 5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

## (2) 提出期限

令和4年5月27日

## (3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県農林水産部地域農政推進課

## (4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

## ◎新潟県告示第628号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和4年5月13日

新潟県知事 花角 英世

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
魚沼市徳田1635番地	田	1,001
魚沼市徳田1636番地	田	1,757

魚沼市徳田1652番地	田	1,882
魚沼市徳田字犬川橋424番1	田	472

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和4年11月	5年	248,625 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和4年5月27日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第629号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（令和4年3月新潟県告示第351号）の一部を令和4年4月28日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>77.480</u> トン		新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 <u>61.180</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>101.740</u> トン		新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 <u>92.340</u> トン
3～4	（略）	3～4	（略）

◎新潟県告示第630号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の野積土地改良区から次のとおり役員

が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年5月13日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

監事 長岡市寺泊野積6437番地 青木 尚美

就任年月日 令和4年3月14日

2 退任

監事 長岡市寺泊野積6365番地<sup>1</sup> 青木 和彦

退任年月日 令和4年1月28日

◎新潟県告示第631号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、令和4年5月16日から令和4年6月10日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月13日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	西泉田	農業用排水施設整備 (基盤整備促進「農業用 排水施設」)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	南魚沼市役所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を令和4年4月28日認可した。

令和4年5月13日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の吉川土地改良区の定款の変更を令和4年4月26日認可した。

令和4年5月13日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年5月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜谷内浦線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩船郡粟島浦村字小倉町1129番17から	新	17.0～41.2メートル	37.8メートル
同郡同村字小倉町1129番17まで	旧	14.0～41.2メートル	38.0メートル

◎新潟県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年5月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 釜谷内浦線
- 2 供用開始の区間  
岩船郡粟島浦村字小倉町1129番17から同郡同村字小倉町1129番17まで
- 3 供用開始の期日 令和4年5月13日

公 告

予算の公表について（公告）

令和4年3月31日専決処分をした令和3年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和4年5月13日

新潟県知事 花角 英世

令和3年度新潟県一般会計補正予算

令和3年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,163,079千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,460,965,372千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県税		千円	千円	千円
	第1項 県民税	272,163,000		272,163,000
	第2項 事業税	66,176,000	4,000	66,180,000
	第3項 地方消費税	63,828,000	628,000	64,456,000
	第4項 不動産取得税	74,605,000	△ 535,000	74,070,000
	第5項 県たばこ税	4,377,000	112,000	4,489,000
	第7項 軽油引取税	2,335,000	34,000	2,369,000
	第8項 自動車税	22,844,000	△ 130,000	22,714,000
	第12項 産業廃棄物税	32,384,000	△ 108,000	32,276,000
	第13項 旧法による税	158,000	△ 1,000	157,000
		14,000	△ 4,000	10,000
第3款 地方譲与税		40,128,005	307,783	40,435,788
	第1項 特別法人事業譲与税	36,131,577	6,481	36,138,058
	第2項 地方揮発油譲与税	3,526,617	300,573	3,827,190
	第3項 石油ガス譲与税	142,469	7,727	150,196

第4項	自動車重量税	219,446	△	7,358	212,088
第5項	森林環境税	106,630	△	665	105,965
第6項	航空機燃料税	1,266		1,025	2,291
第5款	地方交付税	274,963,187		1,032,486	275,995,673
	第1項 地方交付税	274,963,187		1,032,486	275,995,673
第6款	交通安全対策特別交付金	423,160	△	9,805	413,355
	第1項 交通安全対策特別交付金	423,160	△	9,805	413,355
第7款	分担金及び負担金	7,045,201		6,792	7,051,993
	第2項 負担金	4,756,038		6,792	4,762,830
第8款	使用料及び手数料	14,371,204	△	475,552	13,895,652
	第1項 使用料	10,742,686	△	475,905	10,266,781
	第2項 手数料	3,628,518		353	3,628,871
第9款	国庫支出金	266,902,444	△	3,293,068	263,609,376
	第1項 国庫負担金	30,839,209	△	104,732	30,734,477
	第2項 国庫補助金	233,154,123	△	3,187,536	229,966,587
	第3項 委託金	2,909,112	△	800	2,908,312

第10款 財産収入								
	第1項 財産運用収入	3,646,213	△	74,745	3,571,468			
	第2項 財産売却収入	801,681	△	15,581	786,100			
		2,844,532	△	59,164	2,785,368			
第11款 寄附金	第1項 寄附金	744,233	△	15,011	729,222			
		744,233	△	15,011	729,222			
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金	18,616,494		50,240	18,666,734			
	第2項 基金繰入金	3,539,016		50,274	3,589,290			
		15,077,478	△	34	15,077,444			
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等	187,921,755		204,801	188,126,556			
	第2項 利子収入	186,675		56	186,731			
	第4項 貸付金収入	7,862	△	16	7,846			
	第6項 収益事業収入	158,800,945	△	1,368	158,299,577			
	第8項 雑収入	2,468,065		17,457	2,485,522			
		6,581,000		188,672	6,769,672			
第14款 県債	第1項 県債	258,515,000	△	3,897,000	254,618,000			
		258,515,000	△	3,897,000	254,618,000			

歳 入 合 計	1,467,128,451	△	6,168,079	1,460,960,372

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
第1款	議会費		1,290,316	△ 1,355	1,288,961
		第1項 議会費	1,290,316	△ 1,355	1,288,961
第2款	総務費		67,044,899	4,100,148	71,145,047
		第1項 政策費	8,135,425	△ 191,218	7,944,207
		第2項 総務管理費	48,556,374	4,294,690	52,851,064
		第4項 徴税費	7,117,282	△ 3,224	7,114,058
		第7項 人事委員会費	138,297	△ 100	138,197
第3款	県民生活・環境費		8,388,644	△ 128,690	8,259,954
		第1項 県民生活管理費	3,520,158	△ 47,651	3,472,507
		第2項 防災費	3,261,112	△ 79,445	3,181,667
		第3項 環境企画費	604,782	△ 1,594	603,188
第4款	福祉保健費		222,191,188	△ 1,601,540	220,589,648
		第1項 福祉保健費	225,372,532	△ 212,813	225,159,719

第4項 医師・看護職員確保対策費	1,791,624	△	22,611	1,769,013
第5項 高齢福祉保健費	40,326,327		47,398	40,375,725
第6項 健康対策費	5,196,650	△	78,931	5,117,719
第7項 生活衛生費	4,032,341	△	13,095	4,019,246
第8項 障害福祉費	22,012,795	△	153,848	21,858,947
第9項 子ども家庭費	22,496,613	△	40,675	22,455,938
第10項 感染症対策費	46,866,629	△	1,126,965	45,739,664
第5款 労働費	2,436,874	△	11,928	2,424,946
第2項 しごと定住促進費	609,411	△	7	609,404
第3項 職業能力開発費	1,704,091	△	11,921	1,692,170
第6款 産業費	231,236,324	△	1,912,523	229,323,801
第1項 産業政策費	25,926,311	△	1,576,758	24,349,553
第2項 地域産業振興費	167,663,896	△	120,007	167,543,889
第3項 創業・イノベーション推進費	2,502,843	△	32,963	2,469,880
第4項 産業立地費	10,802,513	△	4,195	10,798,318
第5項 観光費	24,339,161	△	176,600	24,162,561
第7款 農林水産業費	90,860,620	△	968,375	89,892,245

第2項 地域農政推進費	△	849,042	6,605,122		5,756,080
第3項 農産園芸費	△	36,051	1,741,747		1,705,696
第4項 経営普及費	△	2,732	3,257,929		3,255,197
第5項 食品・流通費	△	4,758	447,158		442,400
第6項 畜産業費	△	9,896	1,030,772		1,020,876
第7項 水産業費	△	168	2,877,604		2,877,436
第8項 林業費	△	33,460	13,846,575		13,813,115
第10項 農地基盤整備費	△	32,268	51,297,934		51,265,666
第8款 土木費		1,006,514	165,394,092		166,400,606
第1項 土木管理費	△	52,564	11,170,496		11,117,932
第2項 道路橋りょう費		1,207,088	78,826,073		80,033,161
第4項 砂防費	△	34,596	12,958,288		12,923,692
第5項 都市計画費	△	9,074	8,787,348		8,778,274
第8項 港湾振興費	△	4,984	542,663		537,679
第9項 港湾費	△	46,211	7,857,457		7,811,246
第10項 空港費	△	53,145	1,238,205		1,185,060
第9款 警察費	△	154,874	50,277,002		50,122,128

	第 1 項 警察管理費	46,081,455	△	154,874	45,926,581
第 1 0 款 教 育 費					
	第 1 項 教育総務費	170,988,825	△	1,506,525	169,482,300
	第 2 項 小中学校費	8,185,872	△	29,828	8,156,044
	第 3 項 高等学校費	81,990,361	△	912,741	81,077,620
	第 4 項 特別支援学校費	47,439,057	△	398,117	47,040,940
	第 6 項 生涯学習推進費	18,276,573	△	153,323	18,123,250
	第 7 項 文化行政費	311,828	△	734	311,094
	第 8 項 保健体育費	565,786	△	319	565,467
	第 9 項 私学教育振興費	500,935	△	2,862	497,973
		10,683,591	△	8,501	10,675,090
第 1 1 款 災害復旧費					
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費	8,241,576	△	4,087,145	4,154,431
	第 2 項 土木施設災害復旧費	3,190,915	△	1,321,540	1,869,375
	第 3 項 教育施設災害復旧費	5,045,960	△	2,764,748	2,281,212
		4,701	△	857	3,844
第 1 2 款 県 債 費					
	第 1 項 県 債 費	282,440,459	△	672	282,439,787
		282,440,459	△	672	282,439,787

第13款 諸支出金		166,037,632	△	676,114	165,361,518
第2項 雑支出		8,975,800	△	654,155	8,321,645
第3項 地方消費税清算金		71,722,654	△	29	71,722,625
第4項 利子割交付金		197,737	△	6,707	191,030
第6項 林式等譲渡所得割交付金		1,673,298	△	1,695	1,671,603
第9項 地方消費税交付金		55,226,550	△	4	55,226,546
第12項 軽油引取税交付金		5,238,827	△	12,810	5,226,017
第14項 旧法による自動車取得税交付金		714	△	714	
第14款 予備費		300,000	△	220,000	80,000
第1項 予備費		300,000	△	220,000	80,000
歳出	計	1,467,128,451	△	6,163,079	1,460,965,372

第2表 地方債補正 1 変更												
起債の目的	補		正			前		正		後		
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
道路事業費	16,005,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	15,953,000						
河川事業費	14,166,000					14,164,000						
砂防事業費	7,026,000					7,025,000						
街路事業費	600,000					599,000						
公園事業費	1,258,000					1,261,000						
港湾事業費	4,173,000					4,125,000						
漁港事業費	603,000					605,000						
治山事業費	3,241,000					3,242,000						
農地事業費	13,314,000					13,287,000						
災害復旧事業費	2,687,000					1,624,000						
学校教育施設等整備事業費	2,031,000					2,015,000						

社会福祉施設整備事業費	191,000	169,000
地域活性化事業費	1,316,000	1,300,000
防災対策事業費	10,386,000	10,727,000
地方道路等整備事業費	13,603,000	13,129,000
合併特例事業費	1,426,000	1,425,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	123,000	309,000
河川等整備事業費	239,000	244,000
警察施設整備事業費	739,000	718,000
交通安全施設整備事業費	535,000	533,000
地域機関改修事業費	547,000	498,000
地域プロジェクト事業費	74,000	73,000
医療体制整備事業費	93,000	90,000
公共施設等除却費	563,000	533,000
行政改革推進債	2,214,000	2,100,000



令和3年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和3年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121,354千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ648,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 災害救助事業収入		769,547	121,354	648,193	千円
	第1項 国庫支出金	86,250	122,749	208,999	
	第3項 繰入金	441,120	120,566	320,554	
	第4項 諸収入	2,305	1	2,304	
	第6項 分担金及び負担金	19,366	1,162	18,204	
	第7項 繰越金	134,430	122,474	11,956	
	第8項 寄附金		100	100	
	歳 入	合 計	769,547	121,354	648,193

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
第1款	災害救助事業費		769,547	△ 121,354	648,193
		第1項 災害救助費	435,514	△ 133,887	301,627
		第2項 基金積立金	37,817	△ 37,741	76
		第4項 繰出金	164,520	50,274	214,794
歳	出	合 計	769,547	△ 121,354	648,193

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県教育情報ネットワーク

クシステム用サーバ機器等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年5月13日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達案件の名称

新潟県教育情報ネットワークシステム用サーバ機器等一式の借上げ

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

令和4年9月30日（金）

##### (4) 納入場所

入札説明書による。

#### 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和4年5月13日（金）から令和4年6月6日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時15分まで。

(2) 交付場所 新潟県教育庁総務課企画係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

#### 3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年6月27日（月） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県庁入札室

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達物品と同等以上又は類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。

(6) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(8) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(9) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、新潟県知事から確認を受けている者であること。

#### 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

##### (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和4年6月14日（火）から令和4年6月16日（木）まで。ただし、午前9時から午後5時15分までとする。

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県教育庁総務課企画係

ウ 提出方法 本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 日時 令和4年6月23日（木）午前10時から午後5時まで

イ 場所 (1) イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書（封筒に入れ密封の上、上記1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る。）を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県教育情報ネットワークシステム用サーバ機器等一式の1ヶ月当たりの賃貸借料をいう。）に110分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）以下同じ。）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た金額を入札書に記載すること（以下、入札書記載金額を「入札金額」という。）。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額を60で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県教育情報ネットワークシステム用サーバ機器等一式の1ヶ月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 その他

## (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

## (2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

## イ 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## ウ 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

エ その他詳細は、入札説明書による。

オ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

## (3) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

## 10 Summary

## (1) Nature and quantity of the products and services to be procured:

Network System Server, Software and other equipment [1] set

## (2) Time and place of bidding:

June 27, 2022 10:00a.m.

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan

## (3) For more information, contact:

Planning Section

General Affairs Division

Bureau of Education

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, Japan 950-8570

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全自動遺伝子解析装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年5月13日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

全自動遺伝子解析装置 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和5年3月31日

## (4) 納入場所

新潟県立十日町病院 検査科

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和4年5月23日(月)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和4年5月24日(火)午前10時30分

新潟県立十日町病院 1階講堂

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

令和4年5月29日執行予定の新潟県議会議員燕市西蒲原郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日について次のとおり定めた。

令和4年5月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

被登録資格決定基準日 令和4年5月19日

(ただし、年齢については、令和4年5月29日とする。)

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第43号

令和4年5月29日執行予定の新潟県議会議員燕市西蒲原郡選挙区補欠選挙において、新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年新潟県条例第39号）第1条第1項の規定により設置されたポスター掲示場に、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和4年5月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和4年5月20日

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定があった旨の報告があった。

令和4年5月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園1番67号	大ホール	340.00	令和4年5月1日
		小ホール	176.00	

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、加茂市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和4年5月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
-------	--------	----	--------	---------

加茂市狭口保育園	加茂市大字狭口甲 725番地2	遊戯室	198.00	令和4年4月28日
天神林保育園	加茂市大字天神林 2366番地2	遊戯室	66.00	令和4年4月28日

**教育委員会規則**

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

教育長 佐野 哲郎

**新潟県教育委員会規則第8号**

新潟県教育財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県教育財産事務取扱規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(財産台帳登録価格)	(財産台帳登録価格)
<p><b>第7条</b> 財産台帳に登録すべき価格は、土地、建物、工作物、立木竹、船舶及び有価証券については、<u>県規則第20条第1項の例</u>により算出された価格、出資による権利については出資金額とする。</p> <p>2 財産台帳に登録された価格は、<u>県規則第20条第2項の例</u>により評価替えしなければならない。</p>	<p><b>第7条</b> 財産台帳に登録すべき価格は、土地、建物、工作物、立木竹及び船舶については、<u>県規則に基づく「県有財産評価要領」</u>により算出された価格、<u>有価証券については額面金額</u>、出資による権利については出資金額とする。</p> <p>2 財産台帳に登録された価格 <u>(有価証券及び出資による権利を除く。)</u>は、<u>県規則第20条第2項の例</u>により評価替えしなければならない。</p>

**附 則**

この規則は、令和4年6月1日から施行する。